

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社丸本組  
法人番号: 6370301001175  
住 所: 宮城県石巻市恵み野3丁目1番地2
2. 指名停止措置期間: 令和3年12月13日から令和3年12月26日まで(2週間)
3. 指名停止措置の範囲: 東北地方測量部管内

### 4. 事実概要:

株式会社丸本組は、宮城県土木部発注の工事において、天端の仕上げ作業を行っていたところ強風により足場が倒壊し、足場上で作業をしていた作業員が落下し、死亡する事故を起こした。

この事故について、安全管理措置の不適切が認められるとして、令和3年3月1日に同社及び現場代理人が石巻労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和3年10月21日に、石巻簡易裁判所から同社が労働安全衛生法違反の罪により、同社所属の現場代理人が業務上過失致死及び労働安全衛生法違反の罪により罰金刑の略式命令を受けた。

### 5. 指名停止措置理由:

役務の有資格登録業者である株式会社丸本組及び同社の現場代理人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
1~7 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2カ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)